

第1章

病院の概況

1 地方独立行政法人化の経緯

(1) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立

埼玉県病院局は、平成14年4月に地方公営企業法全部適用のもと公営企業体として発足し、循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センターの4病院で、高度・専門医療やいわゆる不採算医療（救急・小児・周産期・精神）など、民間の医療機関が対応できない政策医療を提供してきた。一方で、人口当たりの医師数・看護師数が全国最下位、かつ大学病院本院が2施設しかないなど、医療資源の乏しい埼玉県においては、県民により良質な医療を提供するための人材確保は大きな課題であった。この課題を解決するため、令和3年4月1日に埼玉県の直轄から地方独立行政法人埼玉県立病院機構に組織移管を行った。

(2) 埼玉県立病院の在り方に関する検討

平成30年6月に外部有識者により構成される「埼玉県立病院の在り方検討委員会」が設置され、地方独立行政法人化の検討が開始された。少子高齢化など今後の医療環境の変化に、より柔軟に対応していくため、県立病院の今後の在り方に関する事項などについて、平成30年度末を目途に方向性を決定することとして進められた。平成30年6月12日に開催された第1回在り方委員会を皮切りに計6回開催され、平成30年11月13日に「埼玉県立病院の在り方に関する検討報告書」が策定された。

(3) 地方独立行政法人化に向けた3つの論点

在り方検討委員会には、主な論点として、「高齢化が進む中で県立病院の在り方として今後も専門病院のままでよいのか」、「多額の一般会計繰入金を入れても果たすべき県立病院の役割とは何か」、「県立病院の役割を果たしていく上で最適な経営形態は何か」の3つが示され、論点ごとに議論がなされ、以下の考えが示された。

◆ 高齢化が進む中で県立病院の在り方として今後も専門病院のままでよいのか

- ・ 県立病院は今後も全県を対象とした高度専門医療を提供していくべき。
- ・ がんセンターは高齢化に伴う合併症対策のための診療体制を確保すべき。

◆ 多額の一般会計繰入金を入れても果たすべき県立病院の役割とは何か

- ・ 循環器・呼吸器病センターは県北部地域の救急医療を支えるため、脳血管診療体制を強化すべき。
- ・ がんセンターは均てん化されない希少がんについて全県的な受け入れをより一層進めるべき。
- ・ 小児医療センターは移行期医療の総合的支援機能の構築や小児科専門医の育成・人材供給に取り組むべき。
- ・ 精神医療センターは精神医療の変化に対応しながら、外来にデイケア機能を持たせるべき。
- ・ 各病院の病床は、今後の医療環境の変化に応じ柔軟な見直しを検討すべき。

◆ 県立病院の役割を果たしていく上で最適な経営形態は何か

- ・ 経営形態のいかんにかかわらず、県立病院は安定した経営のため、職員の経営に対する意識をさらに高めながら、経常収支を均衡させるべき。
- ・ 次のことから県立病院の経営形態は地方独立行政法人が望ましい。
 - ① 中期目標、中期計画の策定や事業実績の外部評価が法律で義務付けられており、PDCAサイクルをしっかりと回すことができる。
 - ② 地方公務員制度の枠に縛られることなく自由度の高い処遇により、医師や専門性の高い職員を確保することができる。また、採用手続も迅速である。
 - ③ 単年度主義によらない予算や契約により、コスト削減の工夫をすることができる。

また、在り方検討委員会からは、経営形態を変更する場合には、職員や県民に対する配慮が求められ、職員や県民の意向に十分配慮しながら法人化のプロセスが進められた。

(4) 地方独立行政法人への移行プロセス

県立病院の法人化は、在り方検討委員会の報告書に従い、病院局所属職員、県民及び、ステークホルダーと密なコミュニケーションを図って進められた。

病院局所属職員とは、在り方検討期間は、「県立病院の在り方に関する勉強会」において、また、法人への移行が確定した後は、「県立病院職員勉強会」を通じてコミュニケーションを図り、県民とは、県民アンケートにより意見を集め、ステークホルダーとは、アドバイザリーボードの開催を通じてコミュニケーションを図った。

とりわけ病院局所属職員とは密にコミュニケーションを図り、県立病院職員勉強会では、病院事業管理者自らが各病院の現場に計 33 回赴き、延べ 3,700 人以上の職員と話し合った。この取組は、令和 2 年 8 月に行われた職員への最終的な地方独立行政法人への身分移行に関する意向調査において、98%を超える職員が法人への移行を受け入れると回答することにつながった。

令和 2 年 12 月の県議会定例会において、埼玉県病院事業の廃止と、あわせて埼玉県立病院機構の中期目標、職員の承継、財産の承継などが可決され、地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立が認められた。

2 各病院の概要（令和4年4月1日現在）

病院名	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	埼玉県立がんセンター	埼玉県立小児医療センター	埼玉県立精神医療センター
所在地	熊谷市板井 1696	北足立郡伊奈町小室 780	さいたま市中央区新都心 1 番地 2	北足立郡伊奈町小室 818-2
開設年月日	昭和 29 年 1 月	昭和 50 年 11 月	昭和 58 年 4 月	平成 2 年 4 月
診療科目 (標榜)	循環器内科、腎臓内科、心臓外科、血管外科、放射線診断科、放射線治療科、呼吸器内科、緩和ケア内科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、脳神経内科、リハビリテーション科、麻酔科、病理診断科 ※入院患者のみ診療：眼科、耳鼻いんこう科、歯科、整形外科	内科、呼吸器内科、消化器内科、血液内科、乳腺内科、緩和ケア内科、頭頸部外科、胸部外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、放射線科、病理診断科、精神腫瘍科、麻酔科、歯科口腔外科	総合診療科、新生児科、代謝・内分泌科、消化器・肝臓科、腎臓科、感染免疫・アレルギー科、血液・腫瘍科、遺伝科、循環器科、神経科、精神科、小児外科、移植外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、小児歯科、集中治療科、救急診療科、外傷診療科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科	精神科、児童・思春期精神科、小児科、内科、外科、歯科
職員数	624 名	794 名	866 名	224 名
病床数	一般 292 床 感染症 21 床 結核 30 床	一般 503 床	一般 316 床	精神 183 床
看護体制	一般 7 : 1	一般 7 : 1	一般 7 : 1	精神 13 : 1
敷地面積 (㎡)	91,663.01	80,597	10,031.17	30,159.97
建物構造	鉄筋コンクリート造：地上 5 階建他	鉄筋コンクリート造：地下 1 階／地上 11 階	鉄骨造・鉄筋コンクリート造：地下 1 階／地上 13 階	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造：地下 1 階／地上 3 階
建物延床面積 (㎡)	49,899.25	61,070 (本館棟) 868 (付属棟)	65,447.69	18,967.71

<p>指定・承認等</p>	<p>保険医療機関 労災保険指定医療機関 指定自立支援医療機関 (更生医療) 指定自立支援医療機関 (育成医療) 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) 身体障害者福祉法指定医 療機関の配置されている医療機 関 生活保護法指定医療機関 結核指定医療機関 指定小児慢性特定疾病医 療機関 難病の患者に対する医療 等に関する法律に基づく 指定医療機関 第二種感染症指定医療機 関 地域医療支援病院 特定疾患治療研究事業委 託医療機関 D P C 対象病院 公取選挙法による不在者 投票指定医療機関 新型コロナウイルス感染 症入院受入重点医療機関 の指定</p>	<p>保険医療機関 生活保護法指定医療機関 労災保険指定医療機関 指定自立支援医療機関(更 生医療・育成医療) 難病指定医療機関 指定小児慢性特定疾病医 療機関 臨床研修病院 がん性疼痛とクオリティ・ オブ・ライフに関する WHO 研究協力センター指 定 地域がん診療拠点病院指 定 都道府県がん診療拠点病 院指定 がんゲノム医療連携病院 指定 がんゲノム医療拠点病院 指定 D P C 対象病院 公取選挙法による不在者 投票指定医療機関 新型コロナウイルス感染 症入院受入重点医療機関 の指定</p>	<p>保険医療機関 国民健康保険療養取扱機 関 生活保護法指定医療機関 母子保健法指定養育医療 機関 結核予防法指定医療機関 指定小児慢性特定疾病医 療機関 難病指定医療機関 指定自立支援医療機関 (育成・更生・精神通院) 地域医療支援病院 臨床修練指定病院 小児がん拠点病院 D P C 対象病院 総合周産期母子医療セン ター 小児救命救急センター がんゲノム医療連携病院 災害拠点病院 D M A T 指定病院 専門医教育施設等認定機 関 D P C 対象病院 公取選挙法による不在者 投票指定医療機関 新型コロナウイルス感染 症入院受入重点医療機関 の指定</p>	<p>保健医療機関及び療養取 扱機関 指定自立支援医療機関(精 神通院医療) 生活保護法指定医療機関 埼玉県精神科救急医療体 制整備事業 常時対応施 設 臨床研修施設(初期研修) 協力病院 (公益社団法人)日本精神 神経学会精神科専門医制 度研修施設 (一般社団法人)日本精神 科看護協会指定実習施設 医療観察法指定入院医療 機関 医療観察法指定通院医療 機関 埼玉県依存症治療拠点機 関(アルコール健康障害/ 薬物依存症/ギャンブル等 依存症) さいたま市依存症治療拠 点機関(アルコール健康障 害/薬物依存症/ギャンブ ル等依存症) 埼玉県依存症専門医療機 関(アルコール健康障害/ 薬物依存症/ギャンブル等 依存症) さいたま市依存症専門医 療機関(アルコール健康障 害/薬物依存症/ギャンブ ル等依存症) D P A T 指定病院</p>
---------------	--	---	--	--

3 本部及び各病院の沿革

(1) 本部

年 月	概 要
	<p>≪埼玉県衛生部時代≫</p> <p>昭和 29 年 1 月 結核療養所「小原療養所」開設</p> <p>昭和 50 年 11 月 がんセンター開設</p> <p>昭和 58 年 4 月 小児医療センター（旧岩槻市）開設</p> <p>平成 2 年 4 月 「精神保健総合センター」開設</p> <p>平成 6 年 4 月 小原療養所を改組し、「小原循環器病センター」開設</p> <p>平成 9 年 4 月 「埼玉県立病院経営健全化推進会議」設置</p> <p>平成 10 年 4 月 小原循環器病センターの呼吸器部門を充実、「循環器・呼吸器病センター」へ名称変更</p>
	<p>≪埼玉県病院局時代≫</p> <p>平成 14 年 4 月 地方公営企業法全部適用により、病院事業管理者及び病院局を設置 精神保健総合センターを、福祉部門の「精神保健福祉センター」と診療部門の「精神医療センター」に改組</p> <p>平成 25 年 12 月 がんセンター新病院を建設・移転</p> <p>平成 28 年 12 月 小児医療センター新病院（さいたま市中央区）を建設・移転</p> <p>平成 29 年 3 月 循環器・呼吸器病センター新館棟をオープン</p> <p>平成 30 年 6 月 県が「埼玉県立病院の在り方検討委員会」を設置</p> <p>平成 30 年 11 月 同委員会から県に「県立病院の経営形態は地方独立行政法人が望ましい」ことなどを盛り込んだ報告書が提出</p> <p>平成 31 年 2 月 知事が県立病院の地方独立行政法人化を表明</p>
	<p>≪地方独立行政法人への移行≫</p> <p>令和 3 年 4 月 「地方独立行政法人埼玉県立病院機構」設立</p> <p>令和 5 年 3 月 浦和区高砂（県庁衛生会館）から伊奈町小室（がんセンター研究棟）に移転</p>

(2) 循環器・呼吸器病センター

年 月	概 要
平成 6 年 4 月	小原療養所を改編し、「小原循環器病センター」開設（総病床数 282 床）
平成 7 年 3 月	心疾患リハビリテーションの施設基準の承認を得て、系統的な心疾患リハビリを開始
平成 7 年 4 月	循環器系病床を増床（総病床数 322 床）
平成 8 年 4 月	本館棟 4 階東病棟及び CCU・SCU（集中治療室）稼動（総病床数 372 床）
平成 8 年 11 月	薬剤管理指導業務として、本館 4 階西病棟で病棟業務開始
平成 10 年 4 月	呼吸器部門の施設・設備を充実し、名称を「循環器・呼吸器病センター」として再スタート（総病床数 368 床）
平成 11 年 9 月	リハビリテーション科の外来開始
平成 15 年 3 月	A 病棟 4 階内部改修
平成 15 年 7 月	結核病床を減少（総病床数 319 床）
平成 16 年 3 月	A 病棟 3 階改修
平成 16 年 3 月	A 病棟 1、2 階改修
平成 18 年 5 月	（財）日本医療機能評価機構による病院機能評価認定（ver.5）
平成 19 年 2 月	江南町が熊谷市に合併、カテ・リカバリー室改修
平成 20 年 4 月	消化器外科の新設
平成 21 年 1 月	地域医療支援病院名称承認
平成 21 年 4 月	地域医療連携室の設置、DPC 対象病院となる
平成 22 年 5 月	外来化学療法を開始
平成 22 年 9 月	電子カルテシステムの運用開始
平成 23 年 6 月	（公財）日本医療機能評価機構による病院機能評価認定（ver.6）
平成 23 年 9 月	CCU・SCU 改修（12 床に増床）
平成 25 年 4 月	感染症対策部長の設置
平成 27 年 3 月	新調理・洗濯棟が竣工
平成 28 年 3 月	（公財）日本医療機能評価機構による病院機能評価認定（3rd G:ver.1.1）
平成 29 年 3 月	新館棟オープン（総病床数 343 床）、緩和ケア病棟新設
平成 30 年 3 月	腎・透析センター開設
平成 31 年 4 月	脳神経センターの設置
令和 2 年 2 月	新型コロナウイルス感染症患者の受入開始
令和 2 年 12 月	ハイブリッド手術室が完成
令和 3 年 4 月	脳神経内科の新設、放射線科を放射線診断科と放射線治療科に分科 地方独立行政法人埼玉県立病院機構に移行

(3) がんセンター

年 月	概 要
昭和 45 年 5 月	県衛生部に県立医療機関設立準備室発足
昭和 50 年 11 月	がんセンター開設（病院 200 床中 100 床オープン）
昭和 51 年 11 月	50 床増床し、150 床となる
昭和 52 年 4 月	50 床増床し、200 床となる
昭和 60 年 10 月	50 床増床し、250 床となる（南館）
昭和 61 年 4 月	50 床増床し、300 床となる（南館）
平成 2 年 6 月	がん疼痛治療とクオリティ・オブ・ライフに関する WHO 研究協力センターに指定
平成 9 年 8 月	本館改修に伴う新病棟完成
平成 10 年 10 月	100 床増床し、400 床となる（東館）
平成 14 年 11 月	（財）日本医療機能評価機構の病院機能評価で一般病院 B に認定
平成 15 年 8 月	地域がん診療拠点病院に指定
平成 20 年 2 月	都道府県がん診療連携拠点病院指定
平成 20 年 3 月	（財）日本医療機能評価機構による病院機能評価認定（ver.5）
平成 24 年 4 月	電子カルテシステムの運用開始
平成 25 年 12 月	隣接地に建設された新病院が開業、103 床増床、503 床となる
平成 26 年 4 月	D P C 対象病院となる
平成 28 年 3 月	（公財）日本医療機能評価機構による病院機能評価認定（3rdG : ver 1.1）
平成 30 年 3 月	厚生労働省よりがんゲノム医療連携病院に指定
令和 元年 9 月	がんゲノム医療拠点病院指定
令和 2 年 2 月	新型コロナウイルス感染症患者の受入開始
令和 3 年 4 月	地方独立行政法人埼玉県立病院機構に移行
令和 5 年 3 月	（公財）日本医療機能評価機構による病院機能評価認定（3rdG : ver 2.0）

(4) 小児医療センター

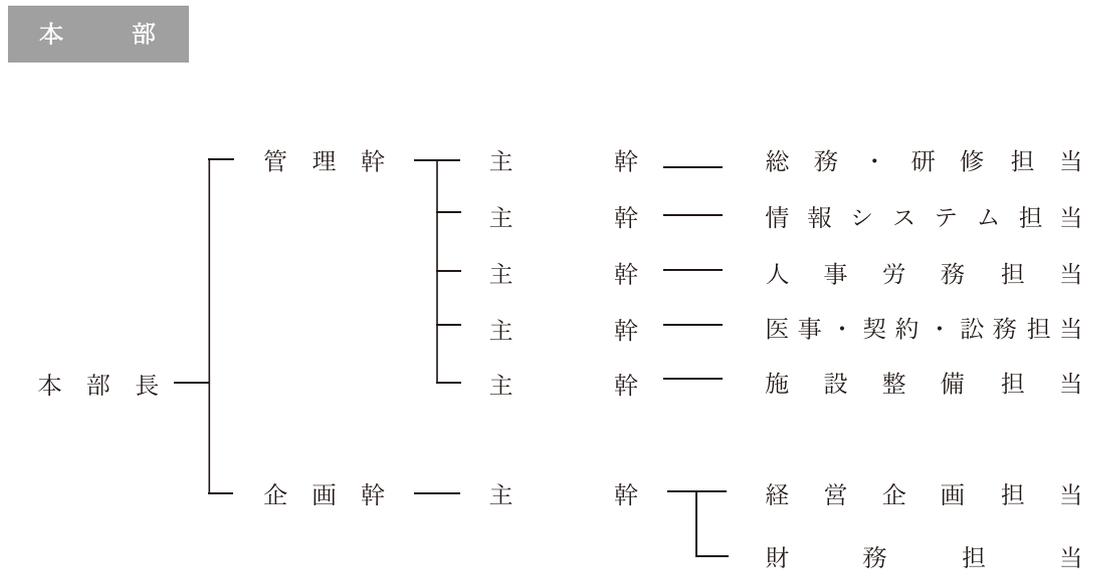
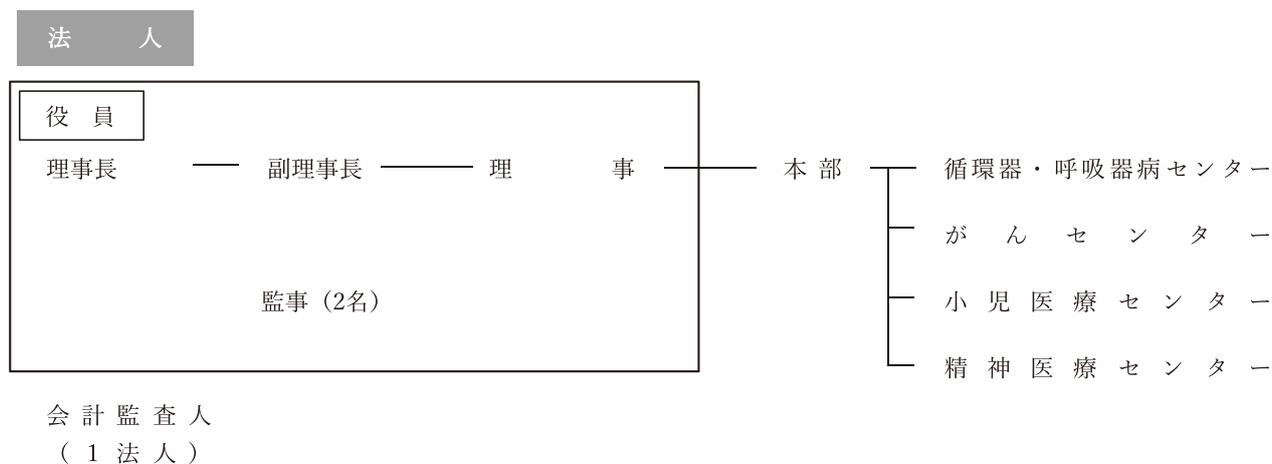
年 月	概 要
昭和 42 年 8 月	埼玉県立小児保健センター 診療開始（外来診療）
昭和 53 年 4 月	衛生部内に小児医療センター準備室を設置
昭和 58 年 4 月	埼玉県立小児医療センター 開設（189床） 小児保健センターを「小児医療センター附属大宮小児保健センター」として再発足
昭和 59 年 4 月	61床増床
昭和 60 年 4 月	50床増床
平成 3 年 5 月	紹介外来型病院の指定承認
平成 4 年 3 月	MR棟増設工事完了
平成 5 年 3 月	外来部門等改修工事完了
平成 6 年 3 月	看護実習棟増設工事完了
平成 10 年 4 月	大宮小児保健センターの機能を拡充・強化して小児医療センターに移管した。 保健発達部門を新設し、医療、保健、発達支援、教育（岩槻養護学校隣接） の分野が一体となった総合的な医療施設として整備を行った。
平成 10 年 10 月	地域医療支援病院名称承認
平成 12 年 4 月	電子カルテシステムの運用開始
平成 13 年 3 月	臨床研修病院指定
平成 14 年 6 月	休日・夜間の救急医療体制を充実・強化
平成 16 年 3 月	救急遠隔医療サービスの開始
平成 16 年 5 月	（財）日本医療機能評価機構による病院機能評価認定（ver.4）
平成 19 年 4 月	E S C O事業省エネルギーサービス開始
平成 21 年 4 月	院内保育所の開所
平成 21 年 5 月	（財）日本医療機能評価機構による病院機能評価認定（ver.5）
平成 25 年 2 月	小児がん拠点病院指定
平成 26 年 4 月	D P C対象病院となる
平成 28 年 12 月	さいたま新都心に小児医療センター新病院 開設（316床）
平成 29 年 1 月	小児救命救急センター及び総合周産期母子医療センターの指定 旧病院跡地に岩槻診療所を開設
平成 30 年 3 月	岩槻診療所閉院
平成 31 年 1 月	災害拠点病院指定
令和 元年 5 月	（公財）日本医療機能評価機構による病院機能評価認定（3rdG:Ver.2.0）
令和 2 年 2 月	新型コロナウイルス感染症患者の受入開始
令和 2 年 3 月	I S O15189 の認定取得
令和 3 年 4 月	地方独立行政法人埼玉県立病院機構に移行

(5) 精神医療センター

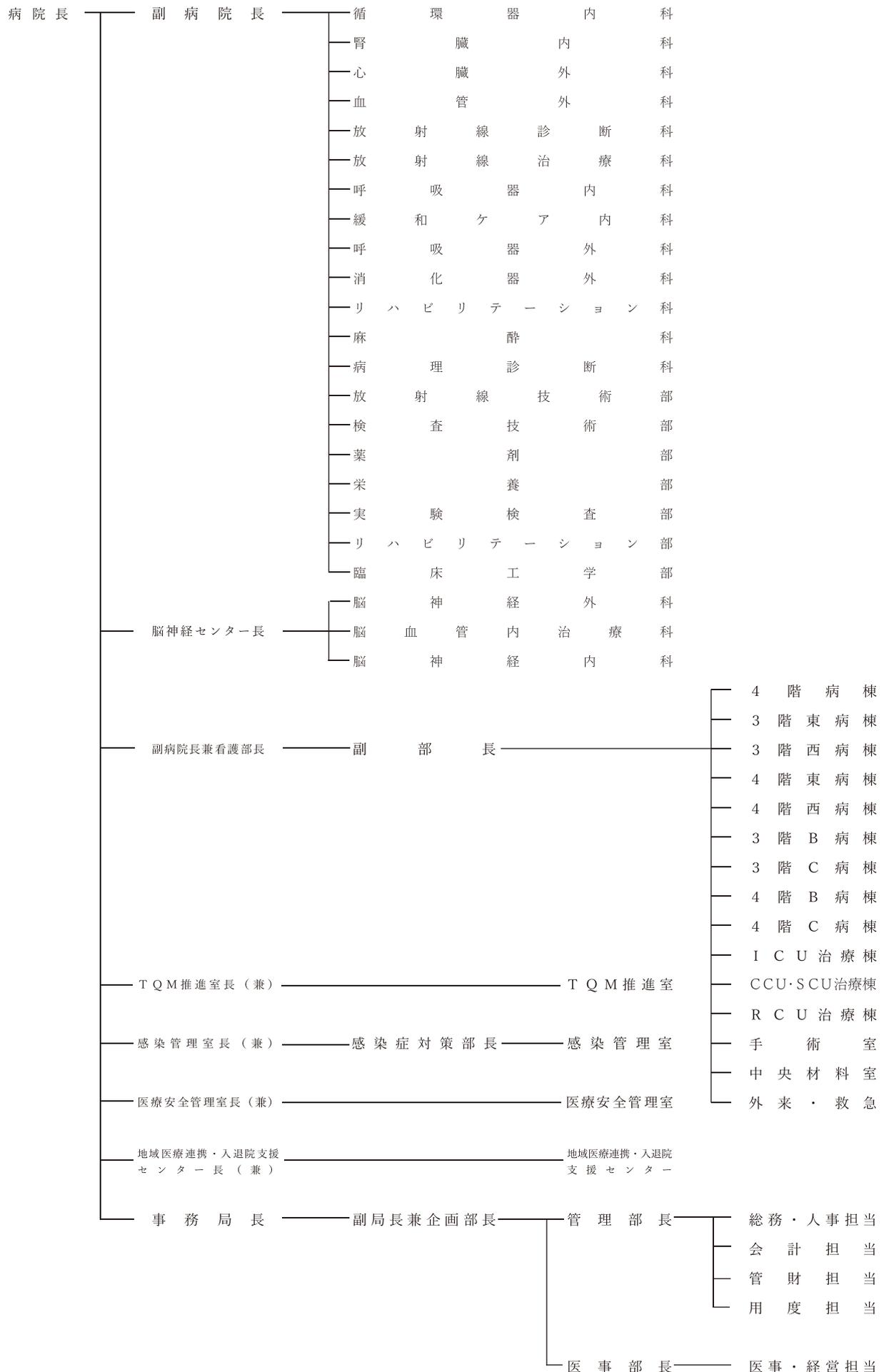
年 月	概 要
平成 2 年 4 月	埼玉県立精神保健総合センター開設 病床数120床、社会復帰施設定員80人（通所訓練60人・宿泊訓練20人）
平成 2 年 10 月	応急入院指定病院に指定
平成 8 年 11 月	埼玉県精神科救急医療体制整備事業の「専門病院」として位置づけられる
平成 14 年 4 月	精神保健総合センターから保健福祉行政部門を分離し、精神保健福祉センターとする 精神保健総合センターの病院事業部門を埼玉県立精神医療センターに名称変更
平成 16 年 4 月	(財)日本医療機能評価機構による病院機能評価認定 (ver.4)
平成 18 年 4 月	急性期病棟 (50床)・児童思春期病棟 (30床) オープン 児童・思春期外来 (第2外来) を開設
平成 18 年 10 月	心神喪失者等医療観察法に基づく指定通院医療機関に指定
平成 20 年 2 月	心神喪失者等医療観察法に基づく鑑定入院医療機関の届出
平成 20 年 9 月	心神喪失者等医療観察法に基づく特例措置入院の受入開始
平成 21 年 4 月	埼玉県精神科救急医療体制整備事業の常時対応施設として県から受託
平成 21 年 5 月	(財)日本医療機能評価機構による病院機能評価認定 (ver.5)
平成 22 年 6 月	第3病棟 (50床) 休床
平成 23 年 10 月	医療観察法病棟オープン (33床)、第3病棟 (50床) 廃止 心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関に指定 電子カルテシステムの運用開始 (医療観察法病棟)
平成 24 年 4 月	敷地内全面禁煙化
平成 26 年 9 月	災害派遣精神医療チーム (D P A T) 先遣隊の登録
平成 27 年 4 月	依存症治療研究部を設置
平成 30 年 4 月	埼玉県依存症専門医療機関の指定 埼玉県依存症治療拠点機関の指定
平成 30 年 12 月	さいたま市依存症専門医療機関の指定 さいたま市依存症治療拠点機関の指定
平成 31 年 4 月	政策医療企画室、TQM 推進室及び感染管理室の新設
令和 2 年 4 月	新型コロナウイルス感染患者の受入開始
令和 3 年 4 月	地方独立行政法人埼玉県立病院機構に移行

4 本部及び各病院の組織（令和4年4月1日現在）

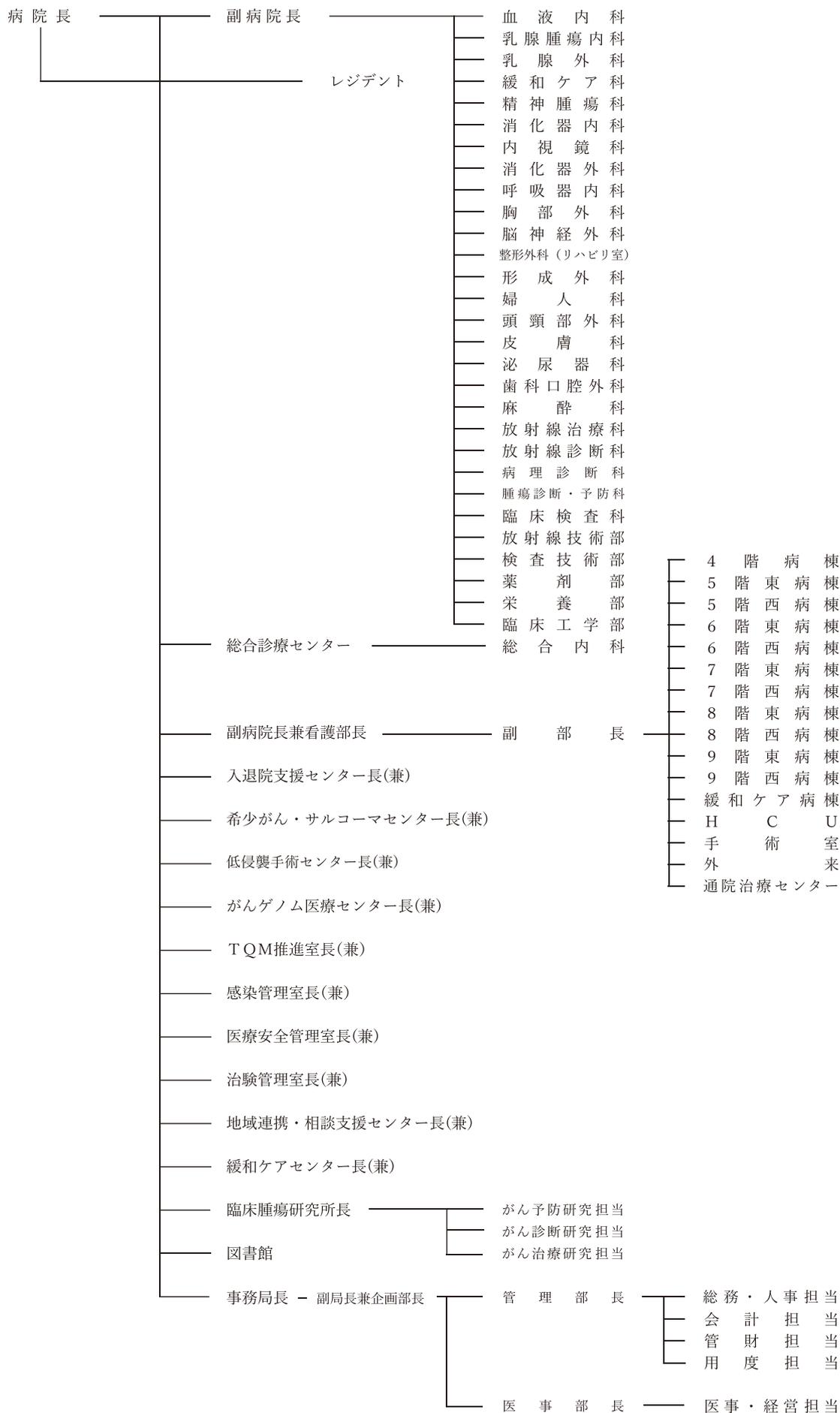
(1) 法人本部



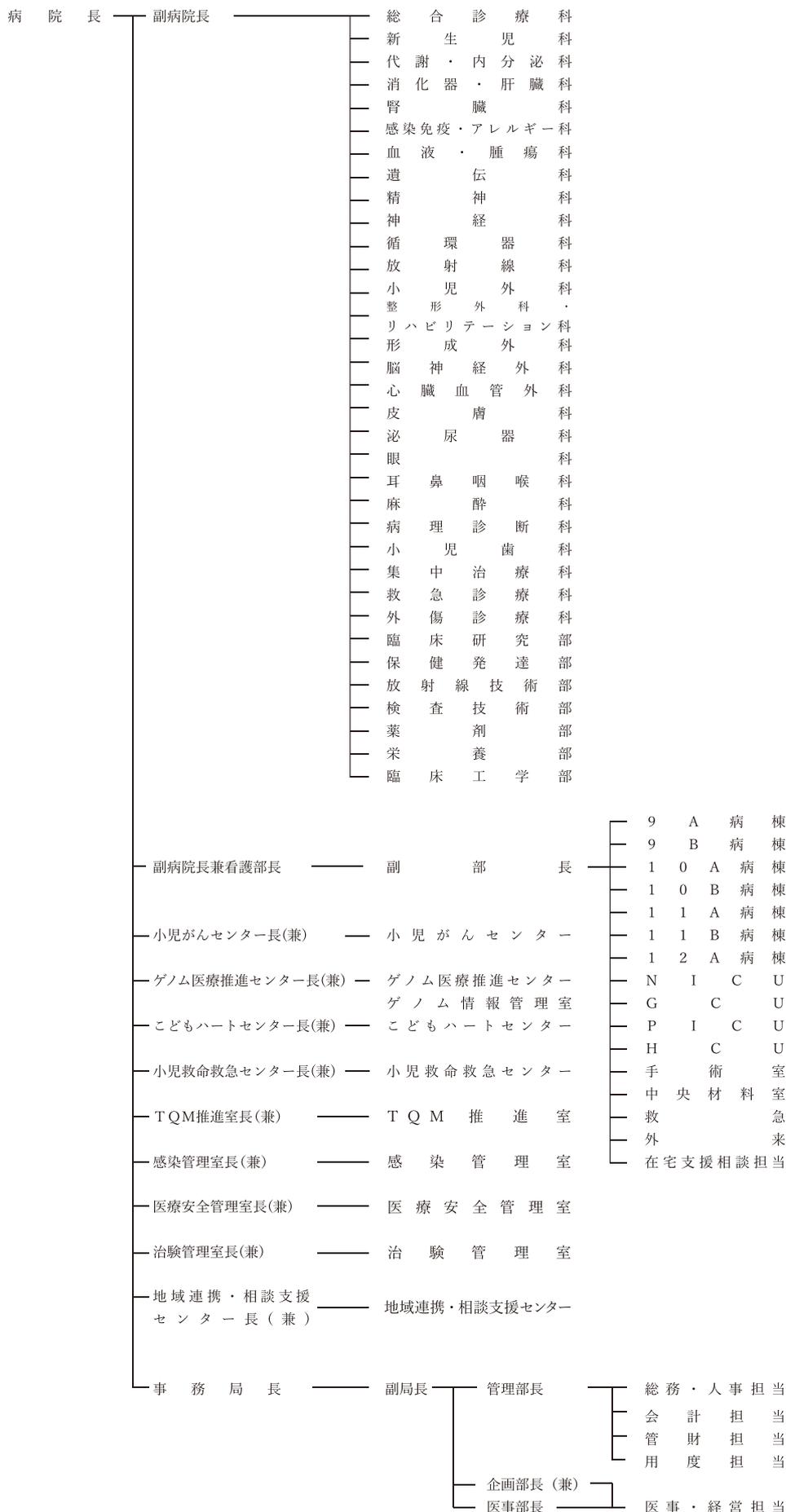
(2) 循環器・呼吸器病センター



(3) がんセンター



(4) 小児医療センター



(5) 精神医療センター

